

「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」
(平成 27 年 3 月 25 日付け厚生労働省健康局水道課長通知) の修正について

平成 27 年 4 月 2 日

平成 27 年 3 月 25 日に水道行政担当部（局）長、水道事業者及び水道用水供給事業者、国設専用水道設置者並びに各登録水質検査機関の長宛に送付した「水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について」（平成 27 年 3 月 25 日付け健水発 0325 第 3 号～第 6 号厚生労働省健康局水道課長通知）別紙 1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号）新旧対照表に誤りがありましたので下記のとおり訂正いたしました。

- ・新表及び旧表の別添 4 目標 15 の表 1 農薬類検査方法一覧中「メチルダイムロン」の上に「メチルイソチオシアネート(MITC)」の行を追加し、新表中「メチルイソチオシアネート(MITC)」の検査方法を「P T－G C－MS 法」、別添方法を「別添方法 23」として追加。
- ・新表及び旧表の別添 4 別添方法 17 の 1 行目「固相抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法」を「溶媒抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法」に修正。
- ・旧表の別添 4 別添方法 18 の 1 行目「目標 9 フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）」を「別添方法 18 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法」に修正。
- ・新表の別添 4 別紙 2 表中「1, 3－ジクロロプロペン（D－D）」の目標値を「0.002」から「0.05」に修正。
- ・新表及び旧表の別添 4 別紙 2 表中「カルタップ」の上に「オキシシン銅（有機銅）」及び「（中略）」の 2 行を追加し、「オキシシン銅（有機銅）」の目標値を「0.04」から「0.03」に変更。
- ・新表及び旧表の別添 4 別紙 2 表中「ピリダフェンチオン」の上に「ピラゾスルフロンエチル」及び「（中略）」の 2 行を追加し、「ピラゾスルフロンエチル」の目標値を「0.1」から「0.03」に、定量下限値を「0.001」から「0.0003」に変更。
- ・新表及び旧表の別添 4 別紙 2 表中「ホキシム」の下に「ホサロン」の行を追加し、「ホサロン」の目標値を「－」から「0.005」に、定量下限値を「0.0006」から「0.00005」に変更。
- ・新表及び旧表の別添 4 別紙 2 表中「メタム」の下「（中略）」の下に「メチルイソチオシアネート(MITC)」及び「（中略）」の行を追加し、「メチルイソチオシアネート(MITC)」の目標値を「－」、検査方法を「P T－G C－MS 法」、定量下限を「0.00002」として追加。
- ・新表及び旧表の別添 5 表中「24 ジクロロ酢酸」の検査方法及び変動係数について、「イオンクロマトグラフ法（陰イオン） 10 %」を「溶媒抽出—G C－MS 法 20 %」及び「高速液体クロマトグラフ—質量分析法 20 %」に修正。